

## エコツーリズム推進法（略称：なし）

（平成19年法律第105号）（公布日 平成19年6月27日）（平成23年法律第105号）

e-Gov（法）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC100000105>

e-Gov（施行令）：なし

e-Gov（施行規則）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/420M60001A80001>

（令和7年9月1日 施行）（令和7年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第一号）

環境省HP：<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/law/>

この法律は、自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるために制定された法律です。市町村長が作成したエコツーリズム推進全体構想に基づいて指定した動植物の生息地又は生育地などは保護の対処となり、立入禁止などの措置が可能になります。

### ＜法律の骨格＞

- 身近な環境についての保護意識の高まりや自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりから、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が普及するようになりました。この一方で、地域の環境への配慮を欠いた単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用により自然環境が劣化したりする事例も見られるようになりました。このため、自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるためにエコツーリズム法が2012年8月に施行されました。
- 政府は、市町村が作成するエコツーリズム推進全体構想の基礎となる「基本方針」を定める【第4条】。
- 市町村は、地域ごとにエコツーリズム推進協議会を組織し、エコツーリズム推進全体構想の作成と組織運営を行う【第5条】。
- 作成したエコツーリズム推進全体構想は国による認定を申請でき【第6条】、認定を受けると市町村長は動植物の生息地又は生育地、伝統的な生活文化などを「特定自然観光資源」として指定でき、汚損や損傷、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができる【第8条】。
- さらに、特定自然観光資源が所在する区域への立ち入り人数を制限できる【第9条】。

条項	条文	種類
第1条	（目的） この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第2条第1項	この法律において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。 1 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源 2 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	定義
第2条第2項	この法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。	定義

第2条第3項	この法律において「特定事業者」とは、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者(そのあっせんを業として行う者を含む。)をいう。	定義
第2条第4項	この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。	定義
第3条第1項 第2項 第3項 第4項	(基本理念) エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であることにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない。 2 エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。 3 エコツーリズムは、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。 4 エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。	基本理念
第4条第1項	(基本方針) 政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。	義務 (政府)
第5条第1項	(エコツーリズム推進協議会) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項 <sup>解釈上の注釈1</sup> に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者(以下「特定事業者等」という。)並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。 <small>(解釈上の注釈1)引用省略。</small>	権限付与 (市町村)
第6条 第1項	(全体構想の認定) 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、主務省令 <sup>解釈上の注釈2</sup> で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。 <small>(解釈上の注釈2)施行規則第2条。引用省略。</small>	権限付与 (市町村)
第6条 第2項	主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 1 基本方針に適合するものであること。 2 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。	義務 (主務大臣)
第7条第1項	(認定全体構想についての周知等)	義務

	主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。	(主務大臣)
第 8 条第 1 項	<p><b>(特定自然観光資源の指定)</b></p> <p>全体構想について第 6 条第 2 項の認定を受けた市町村(第 12 条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(以下単に「市町村長」という。)は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源(風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。以下この項において同じ。)であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令<sup>解釈上の注釈 3</sup>で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(解釈上の注釈 3) 施行規則第 4 条で、以下を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護法の名勝又は天然記念物</li> <li>2 森林法の保安林として指定された区域内の土地</li> <li>3 漁業法又は水産動植物及び水産資源保護法の保護水面</li> <li>4 都市公園法の都市公園内の土地</li> <li>5 自然公園法の特別地域内の植物及び動物、特別保護地区内の土地、植物(木竹を含む。)及び動物、海域公園地区内の海底及び動植物</li> <li>6 自然環境保全法の原生自然環境保全地域内の土地、植物(木竹を含む。)及び動物、特別地区内の土地、野生動植物保護地区の野生動植物、海域特別地区内の海底及び動植物</li> <li>7 種の保存法の国内希少野生動植物種、緊急指定種、管理地区内の土地(水底を含む。)及び野生動植物</li> <li>8 鳥獣保護管理法の鳥獣、国指定特別保護地区内の植物(木竹を除く。)及び動物、都道府県指定特別保護地区内の植物(木竹を除く。)及び動物</li> </ul>	権限付与 (市町村長)
第 9 条第 1 項	<p><b>(特定自然観光資源に関する規制)</b></p> <p>特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。</li> <li>2 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</li> <li>3 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。</li> <li>4 前 3 号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為</li> </ul>	義務
第 9 条第 2 項	市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。	権限付与 (市町村) 指示違反 (30万円以下の罰金)
第 10 条第 1 項	市町村長は、認定全体構想に従い、第 8 条第 1 項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令 <sup>解釈上の注釈 4</sup> で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令 <sup>解釈上の注釈 5</sup> で定めるものについては、この限りでない。	権限付与 (市町村長)

	(解釈上の注釈4)施行規則第5条第1項で、期間を定めることを規定している。 (解釈上の注釈5)施行規則第6条で、自然公園法で指定された湿原・利用調整地区内、自然環境保全法で指定された原生自然環境保全区域内の立入制限地区、種の保存法で指定された管理区域内の立入制限地区を規定している。	
第10条第2項	前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ちに入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令 <sup>解釈上の注釈6</sup> で定めるものを行うために立ちに入る場合については、この限りでない。 (解釈上の注釈6)施行規則第7条で、生活上や維持管理上で必要な25の行為を規定している。	義務
第10条第4項	市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。	権限付与 (市町村) 指示違反 (30万円以下の罰金)